

**令和 2 年度 実施
高等専門学校機関別認証評価
評 価 報 告 書**

呉工業高等専門学校

令和 3 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
基準1 教育の内部質保証システム	2
基準2 教育組織及び教員・教育支援者等	5
基準3 学習環境及び学生支援等	8
基準4 財務基盤及び管理運営	11
基準5 準学士課程の教育課程・教育方法	14
基準6 準学士課程の学生の受入れ	17
基準7 準学士課程の学習・教育の成果	19
基準8 専攻科課程の教育活動の状況	21
<参 考>	25
i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	27
ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	29

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- （3）評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- （4）高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

※ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、令和2年6月末の自己評価書提出期限を8月末まで延長し、また新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、高等専門学校機関別認証評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

2年9月	書面調査の実施
10月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
12月	オンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
3年1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
2月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和3年3月現在）

（1）高等専門学校機関別認証評価委員会

阿 部 徹	岩手県立前沢明峰支援学校教諭／前 盛岡工業高等学校長
荒 井 幸 代	千葉大学教授
荒 金 善 裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
有 信 睦 弘	東京大学大学執行役・副学長
大 島 ま り	東京大学教授
鎌 土 重 晴	長岡技術科学大学理事・副学長
萱 島 信 子	国際協力機構理事
○京 谷 美代子	元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
黒 田 孝 春	長岡技術科学大学特任教授
田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
永 澤 茂	長岡技術科学大学教授
新 田 保 次	元 鈴鹿工業高等専門学校長
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 富 洋 志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
◎武 藤 睦 治	長岡技術科学大学名誉教授
村 田 圭 治	近畿大学工業高等専門学校長
森 野 数 博	前 呉工業高等専門学校長
山 口 周	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山 本 進 一	豊橋技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

（2）高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

荒 井 幸 代	千葉大学教授
田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
◎飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 富 洋 志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
○光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
森 野 数 博	前 呉工業高等専門学校長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

○荒井幸代	千葉大学教授
李盛姫	サレジオ工業高等専門学校准教授
梅本敏孝	大阪府立大学工業高等専門学校教授
江口忠臣	明石工業高等専門学校教授・副校長
岡山正人	広島商船高等専門学校教授・副校長(評価担当)・流通情報工学科長
◎田中英一	名古屋大学名誉教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
楡井雅巳	長野工業高等専門学校教授・副校長(専攻科長)
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
緑川猛彦	福島工業高等専門学校教授・副校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

石田依子	大島商船高等専門学校教授・学生主事(副校長)
伊藤浩之	秋田工業高等専門学校教授・専攻科長
小林正幸	有明工業高等専門学校教授
齊藤公博	近畿大学工業高等専門学校教授
鹿間共一	香川高等専門学校教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授
西野精一	阿南工業高等専門学校教授
早瀬伸樹	新居浜工業高等専門学校教授・副校長
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
○福富洋志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎森野数博	前 呉工業高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

◎荒金善裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
○神林克明	公認会計士、税理士
峯岸秀幸	公認会計士、税理士
飛原英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3)「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和2年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）も併せて公表し、その書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所 の後ろにアスタリスク*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

I 認証評価結果

呉工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 5年間の進路指導を、1、2年次（職探し＝サーチS、自己分析＝セルフ・アナリシスSA）、3年次（計画＝プランP）、4年次（実行＝アクションA）、5年次（実現＝リアライズR）のSAPARと名付けた5年一貫の体系的なキャリア教育プランとして実施しており、その情報はMoodleを通じて学生に提供されている。卒業時のアンケート調査では、当校のキャリア教育について、「満足」、「やや満足」と答えた者の割合が80.8%、卒業後の進路について「満足」、「やや満足」と答えた者の割合が94.9%となっている。
- 創造力を育む教育方法の工夫として、1～5年次生を対象とした授業科目「インキュベーションワーク」を開講している。地域の課題を発見し解決を目指す活動をテーマとして、学科や学年が異なる学生同士でチームを作成し、学生自らが設定した課題に取り組んでおり、「インキュベーションワーク」で取組んだ「GISとレーザー加工機で作る3Dマップによる防災授業の小中学校への展開」が地理情報システム学会賞を受賞するなどの成果を上げている。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における高等専門学校の対応について）

令和2年度においては、学年当初から新型コロナウイルス感染症の影響から、通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったことから、対象校に対してその状況について報告を求めたところ、付録のとおり取り組んでいることが認められた。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 教育の内部質保証システム
評価の視点 1-1 【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。
観点 1-1-① 【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 1-1-② 【重点評価項目】 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 1-1-③ 【重点評価項目】 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 1-1-④ 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 （準学士課程） 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 （専攻科課程） 1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1－1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 1－1

当校では、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として「呉工業高等専門学校自己点検・評価規則」を定め、自己点検・評価の実施体制として自己点検・評価委員会を設置している。

「呉工業高等専門学校自己点検・評価の基準及び項目についての細則」に基づいて、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。定期的に自己点検・評価を実施しており、その結果を『自己点検・評価報告書』*としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、就職先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価の結果を踏まえて実施している。

「呉工業高等専門学校自己点検・評価規則」によって、内部質保証に係る体制が明確に規定されている。

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応している。

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから、内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点 1－1 については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点 1－2

< 準学士課程 >

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法*を実施するのか、学習成果をどのように評価するのか*及び各学科と国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）のモデルコアカリキュラム、大学改革支援・学位授与機

構の学位授与に係る審査における専攻の区分との関係を表に示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）と整合性を有している。

<専攻科課程>

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法*を実施するのか、学習成果をどのように評価するのか*及び各学科と高専機構のモデルコアカリキュラム、大学改革支援・学位授与機構の学位授与に係る審査における専攻の区分との関係を表に示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）と整合性を有している。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点1－3

学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、定期的に自己点検・評価委員会で見直しを行う体制*を整備している。

令和2年度に3つのポリシーについて見直しを行っており、点検の結果、3つのポリシーを改定している。

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 2-1

準学士課程には、機械工学科、電気情報工学科、環境都市工学科、建築学科を設置している。学科の構

成は、学校等の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、プロジェクトデザイン工学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために学生指導委員会、入学試験に関する事項を審議するために入学試験選抜委員会、専攻科に関する事項を審議するために教務委員会を設置し、必要な活動*を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点 2－2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置していることに加え、博士の学位を有する教員、技術資格を有する教員、民間企業等における勤務経験を有する教員を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように公募時に職位を指定するなど配慮をするとともに、教育経歴、実務経歴、男女比、海外経歴、学位取得状況等に配慮している。

また、教員に対して、学位取得に関する支援、任期制、公募制、教員表彰制度の導入、企業研修への参加支援、校長裁量経費等の予算配分、他の教育機関との人事交流等の措置を講じている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点 2－3

教員（非常勤教員を除く。）については、「呉工業高等専門学校自己点検・評価規則」に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、定期的に教員評価を行っている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、研究費配分における措置、表彰*を行っている。

非常勤教員については、非常勤講師任用審査委員会による評価を行っている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格*等を行っている。

教員の採用に当たっては、「呉工業高等専門学校教員選考規則」に定められた判断方法により、教育歴、実務経歴、海外経歴、国際的な活動実績*、学位取得状況、技術資格を確認している。また、模擬授業を実施している。

教員の昇格に当たっては、「呉工業高等専門学校教員選考規則」に定められた判断方法により、教育歴、実務経歴、学位取得状況、技術資格を確認している。

非常勤教員については、非常勤教員採用基準を定めている。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされている。

と判断する。

評価の視点 2－4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として教務委員会を設置しており、毎年度、FDを実施している。

令和元年度においては、学生指導教職員研究会を開催し、グローバルエンジニアリング育成について討議を行っている。

FDの結果、新しいカリキュラムを検討する中で、英語教育の充実が図られており、学生のTOEICスコア向上につながるなど、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。*

教育支援者（事務職員、技術職員）を法令に従い適切に配置している。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和元年度においては、学生指導教職員研究会分科会に教育支援者*を参加させている。

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和元年度に中国・四国国立大学法人等技術職員研修、中国地区高等専門学校技術職員研修等に技術職員を参加させている。

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 令和元年度に学生指導教職員研究会において、グローバルエンジニアリング育成について討議を行っており、2泊3日の期間、英語のみで生活するイングリッシュキャンプを開催するなど、英語教育の強化を行っている。その結果、中国地区高専英語弁論大会で当校の学生が1位、2位を受賞し、トビタテ！留学JAPANの申請者数は平成30年度に3人であったものが、令和元年度に15人になるなど、成果を上げている。*

基準3 学習環境及び学生支援等
評価の視点 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書・学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点3-1

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設、インキュベーションスクウェアを設けている。

これらの施設等については、「呉工業高等専門学校安全衛生委員会規則」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、「工作実習の安全心得」を策定し、安全衛生に係る点検、希望者に対するインキュベーションスクウェア講習会、実習授業の1週目に工作実習についてのガイダンスを実施している。また、施設等の

バリアフリー化についても配慮している。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「呉工業高等専門学校施設計画部会規則」に基づき整備しており、把握した結果、第一体育館の備品の補修*、環境都市工学科等の扉の修理等*の改善を行っている。

I C T環境が、「呉工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生については、1年次の授業科目「情報リテラシー」にてe-learning 教材の受講を義務付けており、教職員については、毎年度e-learning 教材の受講を義務付けている。

I C T環境については、学生アンケート及び教職員アンケートにより、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を整備*している。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 95,663 冊（うち、外国書 7,372 冊）、学術雑誌 2,508 種（うち、外国書 2,469 種）、電子ジャーナル 2,468 種（うち、外国書 2,468 種）、視聴覚資料 771 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、ガイダンス、開館時間の延長を行っており、教職員や学生の活用につながっている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、I C T環境が整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点 3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生*、編入学生、留学生、障害のある学生に対して、実施している。

実習工場の利用については、実習授業の1週目にガイダンスを行っている。

図書館の利用については、新入生オリエンテーション内でガイダンスを行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任（又は指導教員）による学習支援体制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、資格試験・検定試験等の支援体制*、外国への留学に関する支援体制等を整備している。これらの支援体制の利用状況は、令和元年度の学生相談室の修学面に関する相談件数は43件となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため担任（又は指導教員）による意見聴取、学校を良くするための学生会役員と校長先生ら学校幹部との懇談会、意見投書箱の設置を実施している。

これらの取組の利用状況は、令和元年度の学校を良くするための学生会役員と校長先生ら学校幹部との懇談会の開催回数2回*となっており、把握されたニーズを基に、時間割の変更等の改善を行っている。

留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生に対しては留学生相談員（チューター）の配置、障害のある学生に対しては教室の変更や単位取得要件の変更を行うなど、必要に応じた支援を行っている。

なお、障害者差別解消法に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、カウンセラーによる学生相談、カ

ウンセラー講話を実施している。

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度、卓越した学生に対する授業料減免制度を整備し、令和元年度については、延べ84人の授業料減免を実施している。

就職や進学等については、キャリア教育推進室による進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、進路指導ガイダンス、進路先（企業）訪問、進学・就職に関する説明会、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結、5年間のキャリア教育を体系的に実施するプラン（SAPAR）の策定を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、学生指導委員会による支援体制を整備しており、学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の支援を行っている。明確な責任体制の下、顧問教員及び外部コーチの配置、設備の整備、体育施設の利用講習会及びスポーツリーダーズセミナーの実施等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として補食室、談話室を整備するとともに、勉学の場として多目的室、自習室を整備している。

「呉工業高等専門学校学生寮管理運営規則施行細則」により食事、入浴、自習、消灯時間が定められている。また、学生寮の会議室は寮生の学習に活用されている。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 5年間の進路指導を、1、2年次（職探し＝サーチS、自己分析＝セルフ・アナリシスSA）、3年次（計画＝プランP）、4年次（実行＝アクションA）、5年次（実現＝リアライズR）のSAPARと名付けた5年一貫の体系的なキャリア教育プランとして実施しており、その情報はMoodleを通じて学生に提供されている。卒業時のアンケート調査では、当校のキャリア教育について、「満足」、「やや満足」と答えた者の割合が80.8%、卒業後の進路について「満足」、「やや満足」と答えた者の割合が94.9%となっている。*

【改善を要する点】

- ICT環境について、利用状況や満足度等を学校として把握した結果を改善に結び付けるための体制が整備されたが、その成果は十分とはいえない。（観点3-1-②）

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。
- 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点

- 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
- 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。
- 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。
- 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- 4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。
- 4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
- 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。
- 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。
- 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 4-1

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産を有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、高専機構から学校運営に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

また、固定負債は、ほぼ全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されている

ものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金等の債務はほとんどない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者（教職員等）へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており、その内容について、関係者（教職員等）へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である高専機構の財務諸表が官報において公告され、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点 4－2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、総務委員会等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和元年度においては、総務委員会を 15 回開催し、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「呉工業高等専門学校危機管理規則」に基づき整備し、危機管理マニュアル等を整備している。これらに基づき定期的に消防訓練、阿賀地区合同で訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、科研費の学校内説明会や学校内での査読を行っている。平成 27 年度から令和元年度の外部資金の受入れ実績は、5 年間の合計で、科研費 187,100 千円*、受託研究 13,199 千円、共同研究 43,068 千円、受託事業・補助金 1,351 千円、寄附金 46,710 千円となっている。

また、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」及び「呉工業高等専門学校における公的研究費等の運営・管理体制について」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

外部の教育・研究資源活用のための取組として、他の高等教育機関、海外の教育機関、民間企業等との協定を締結しているほか、教育ネットワーク中国に参画し、単位互換を行っている。

また、自治体、民間企業等との協定を締結し、防災・交通計画研究、高等専門学校向けの教材開発等を行っている。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則」に基づき、組織的にを行っている。令和元年度においては、高専機構が実施する新任職員研修、若手職員研修会に職員を参加させている。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する高等専門学校教員研修会（管理職研修）、新任校長・新任事務部長研修会に参加させている。*

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点 4－3

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、科研費申請の学校内説明会や、協働研究センター長による査読を行った結果、科研費の受入れ実績は平成 23～27 年度の 5 年間で 99,620 千円（61 件）であったものが、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間で 189,910 千円（111 件）となっている。*

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法
評価の視点 5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点5－1

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、1年次から5年次までの各授業科目と教育課程の編成及び実施に関する方針で定められた内容に対応付けた授業科目系統図を学科ごとに作成し、体系を明確化する取組を行っており、一般科目と専門科目は学年進行とともに専門科目が多くなるくさび型の配置とするなど、授業科目を体系的に配置している。

進級に関する規程として、「呉工業高等専門学校教務規則」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保*しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、以下の取組を行っている。

- ・インターンシップによる単位認定
- ・専攻科課程教育との連携*
- ・他の高等教育機関との単位互換制度

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱っている。

創造力を育む教育方法の工夫として、全学年全学科を対象とした授業科目として「インキュベーションワーク」を開講しており、学生自らがプロジェクトテーマを設定し、学年及び学科の異なる学生同士で構成されたチームで取り組むことによって、技術者が備えるべき分野横断的な能力を養う教育を行っている。

これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、「インキュベーションワーク」で取り組んだ「GISとレーザー加工機で作る3Dマップによる防災授業の小中学校への展開」が地理情報システム学会賞を受賞するなどの成果を上げている。*

実践力を育む教育方法の工夫として、4年次に全学科を対象として「校外実習」を開講し、社会における実践力を育む教育を行っている。また、校外実習を行うに当たって、就職準備セミナーを実施し、組織的な事前指導を行っている。*これらの取組の結果、令和元年度の校外実習実施件数（5日間以上）は延べ156件となっており、校外実習後は学校内での報告会等が行われている。

国際対応力を育む教育方法の工夫として、グローバルエンジニアリング育成の一環として、海外修学旅行、海外の大学で博士号を取得した教員による授業*、授業内でのTOEIC演習*、全学生に対する学外の英語試験の受験義務化を行っている。これらの取組の結果、4年次生のTOEICスコアの平均は平成23年度の285から令和元年度の384に上昇している。また、第34回中国地方高等専門学校英語弁論大会で、当校の学生が1位と2位に入賞している。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点5-2

授業形態の構成割合は、単位数*からみて、機械工学科については、講義71.6%、演習17.5%、実験・実習11.0%、電気情報工学科については、講義75.4%、演習12.0%、実験・実習12.6%、環境都市工学科については、講義72.1%、演習14.2%、実験・実習13.7%、建築学科については、講義72.1%、演習20.8%、実験・実習7.1%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、対話・討論型授業、フィールド型授業*、情報機器の活用を行っている。

高専機構のWebシラバスを導入しており、シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、達成目標、教育方法、教育内容（1授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準、事前に行う準備学習、設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」という。）か、4項の規定に基づく授業科目（以下「学修単位科目」という。）かの区別、教科書・参考文献を明示している。

教員は初回の授業でシラバスを学生に配布、説明するなど活用している。*

学生に対して、授業アンケートを行っており、活用状況を把握している。

また、履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、1単位時間を50分で規定、45分で運用としているが、2時間連続の90分とすることにより、出欠確認や機材、機器の準備に要する時間を短縮することで、50分に相当する教育内容を確保している。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しており、その

実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組、事前学習の徹底*、事後展開学習の徹底*、授業外学習の時間の把握*を行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点 5－3

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「呉工業高等専門学校教務規則」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等*を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、成績評価方法、卒業要件の認知度に関するアンケートを行い、学生の認知状況を把握している。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、全授業科目で成績確認表の提出を義務付け、成績評価の考慮要素の内訳を明確にすることにより、学校として把握している。*

追認試験の成績評価の方法として「呉工業高等専門学校教務規則」を定めている。

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック*、答案の返却、模範解答や採点基準の提示を行っている。

学則に修業年限を5年と定めている。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、卒業認定基準を学則に定め、学生に周知し、卒業認定*を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、成績評価方法、卒業要件の認知度に関するアンケートを行い、学生の認知状況を把握している。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 創造力を育む教育方法の工夫として、1～5年次生を対象とした授業科目「インキュベーションワーク」を開講している。地域の課題を発見し解決を目指す活動をテーマとして、学科や学年が異なる学生同士でチームを作成し、学生自らが設定した課題に取り組んでおり、「インキュベーションワーク」で取組んだ「GISとレーザー加工機で作る3Dマップによる防災授業の小中学校への展開」が地理情報システム学会賞を受賞するなどの成果を上げている。*

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において追認試験問題の分量が定期試験問題に比べて少ない点がみられる。*（観点5－3－①）

基準6 準学士課程の学生の受入れ
評価の視点 6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。
観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦選抜（一般推薦）においては、調査書と面接の総合判定によって、推薦選抜（特別推薦）においては、面接によって、学力選抜においては、学力検査と調査書の総合判定によって、帰国子女特別選抜においては、学力検査と面接の総合判定によって、編入学者試験においては、調査書、試験及び面接の総合判定によって、可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「呉工業高等専門学校入学者選抜委員会規則」に基づき整備している。

検証の結果、推薦選抜（特別推薦）の出願要件を変更するなどの改善を行っている。*

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会を整備している。

当校における平成28年度から令和2年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果
評価の視点 7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 7-1

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「呉工業高等専門学校教務規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「呉工業高等専門学校自己点検・評価規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施*している。

卒業時の学生については、令和元年度に教育環境改善のためのアンケートを、卒業生については、令和2年度に学校評価アンケートを、就職先については、令和元年度に教育に関する企業アンケートを行っている。

当校における平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は 100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は 100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望

呉工業高等専門学校

者数) は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 8-1

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

授業形態の構成割合は、単位数からみて、講義 58.1%、演習 12.1%、実験・実習 29.7%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、対話・討論型授業、フィールド型授業*、情報機器の活用、他の高等専門学校との連携授業*を行っている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「呉工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」を定め、学生に明示し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、成績評価方法、修了要件の認知度に関するアンケート調査を行い、学生の認知状況を把握している。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、全授業科目で成績確認表の提出を義務付け、成績評価の考慮要素の内訳を明確にすることにより、学校として把握している。*

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック*、答案の返却、模範解答や採点基準の提示を行っている。

学則に修業年限を 2 年と定めている。

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、修了認定基準を学則に定め、学生に周知し、修了認定を行っている。

修了認定基準に関する学生の認知状況を把握するため、成績評価方法、修了要件の認知度に関するアンケート調査を行い、学生の認知状況を把握している。*

これらのことから、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が行われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点 8-2

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

高等専門学校等の推薦による選抜においては、在学又は出身の高等専門学校長から提出された推薦書、調査書及び面接の結果を総合して、学力による選抜においては、学力検査、調査書及び面接の結果を総合して、企業等の推薦による社会人特別選抜においては、企業等から提出された推薦書、調査書及び面接の結果を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「入学者選抜委員会規則」に基づき整備している。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学者選抜委員会を整備している。

当校における平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って運用されており、適正な数の入学状況であると判断する。

評価の視点 8－3

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「呉工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「呉工業高等専門学校自己点検・評価規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施*している。

修了時の学生については、令和元年度に専攻科の教育環境改善のためのアンケート調査を、修了生については、令和 2 年度に学校評価アンケートを、就職先については、令和元年度に教育に関する企業アンケートを行っている。

当校における平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は 100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は 100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の修了生の学位取得率の平均は 99.2%であり、学位取得者数は 117 人となっている。

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

【改善を要する点】

- 専攻科課程の成績評価の異議申立て制度について、学生に周知するための取組は十分とはいえない。
(観点 8－1－⑤)
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証する取組及び検証の結果を入学者選抜の改善に役立てるための取組は十分とはいえない。
(観点 8－2－②)

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）高等専門学校名 呉工業高等専門学校

（２）所在地 広島県呉市

（３）学科等の構成

準学士課程：機械工学科、電気情報工学科、環境都市工学科、建築学科

専攻科課程：プロジェクトデザイン工学専攻

（４）認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科（専攻名：プロジェクトデザイン工学専攻）

J A B E E 認定プログラム（専攻名：プロジェクトデザイン工学専攻環境都市系）

（５）学生数及び教員数（令和２年５月１日現在）

学生数：８８０人、教員数：専任教員６３人、助手数：０人

2 特徴

呉工業高等専門学校（以下「本校」と称す）は、旧海軍の軍港が置かれ、東洋一の技術力を有した海軍工廠を出発点とする工業都市にある高等専門学校として、昭和 39 年 4 月に機械工学科、電気工学科及び建築学科の 3 学科で発足した。昭和 44 年度に土木工学科を増設した。また社会の要請にこたえるため、平成 8 年度に土木工学科を環境都市工学科に、平成 14 年度に電気工学科を電気情報工学科に改組した。一方、より高度な技術教育を行うため、平成 10 年度に 2 年制の専攻科（機械電気工学専攻及び建設工学専攻）を設置、さらにグローバル化とイノベーションが刻々と進み、激動する社会に対応しうる人材を育成するため、平成 28 年度に機械電気工学専攻と建設工学専攻の 2 専攻を複合型の 1 専攻プロジェクトデザイン工学専攻に改組した。

国際的な同等性を有する工学教育プログラムである日本技術者教育認定機構(JABEE)認定に関しては、平成 17 年度に環境都市工学科が、平成 18 年度に機械工学科及び建築学科が、平成 21 年度に電気情報工学科がそれぞれ認定を受けている。なお平成 28 年度に専攻科を 1 専攻に改組したため、現在本校では技術者教育プログラム認定に向けて準備中である。

本校は、設立当初から、我が国の産業界の発展を支える実践的な技術者を育成し、地域社会にも貢献することを使命としてきた。この間、本校の教育、研究、地域貢献等の方向性を明確に示し、養成すべき人材像を明らかにするため、平成 15 年度に教育理念及び養成すべき人材像を定めた。平成 24 年度には、変化の激しい時代を迎え、今後を見据えて、5 年間又は 7 年間の一貫教育、実験・実習を重視した教育活動により、理論と技能を結びつける技術者を育成することを明確にした教育理念を新たに掲げた。また平成 28 年度には教育目的を明確に定め、かつディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めた。

ものづくりの中核技術者を育成するため、各種コンテストへの参加を推奨している。ロボットコンテストやデザインコンペティションでは着実に入賞を続けているが、なかでも 3 次元デジタル設計造形コンテストでは、平成 24 年度に初出場ながら総合優勝を果たし、新たな教育への可能性を示した。また、卒業研究では毎年地元企業等からテーマを募集し、採択された 4～5 テーマに取り組み、教育効果を上げるとともに、地域へ成果を還元している。

キャリア教育にも力を入れており、5 年間を見据えた SAPAR が機能している。平成 24 年度からは初年次導入教育として学科を横断した「技術者入門」を開講した。さらに平成 27 年度から、全学科全学年が融合複合的にチームを組み課題発見解決型の創造演習を行う「インキュベーションワーク」授業をスタートさせ、地域の発展に貢献する成果を挙げつつある。

地域社会への貢献にも積極的に取り組んでいる。呉市の産業振興と本校の教育、研究の充実発展を図るため、

呉工業高等専門学校

平成 16 年度に呉市と本校は連携協力協定を結んだ。平成 24 年度には、呉市教育委員会と教育連携に関する協定を締結し、児童生徒の教育支援及び教職員の資質向上に寄与している。また、近隣学校との教育連携を推進するため、阿賀地域教育連携協議会（アガデミア）を組織し、さまざまな教育サービスを行っている。さらに、地域企業との連携による医療機器開発及び本校発ベンチャー企業の立ち上げを行っている。さらに、平成 30 年度には人口 15 万人以上の中核都市で最も平均年齢が高いとされる呉市の福祉医療分野充実のため、独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンターと包括連携協定を結んだ。

このような教育や支援体制、及び開校当初からの卒業生への高い評価により、就職率・進学率は、ほぼ 100% である。その多くは産業界の各分野で活躍するほか、企業経営者や大学・高専の教員など、幅広い分野に優れた人材を送り出している。

国際交流に関しては国際交流室を設け、海外修学旅行で準学士課程 2 年生全員が海外での交流授業を低学年から経験し、「世界を知る、世界と対話する、世界に挑戦する」の 3 ステップで活動し、積極的な交流を行う体制が整ってきた。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1. 目的

本校の目的は、準学士課程及び専攻科課程とも、次のとおり学則に定められている。

・準学士課程

学則第1条 呉工業高等専門学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

・専攻科課程

学則第36条 専攻科は、豊かな人間性と国際性を持ち、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材を育成することを目的とする。

また準学士課程、専攻科課程の教育目的は以下のように定められている。

・準学士課程

豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。

（各学科の教育目的）

- ・機械工学科 ものづくりを通して社会の発展に貢献できる機械技術を有する人材の育成
- ・電気情報工学科 絶え間なく進化する科学技術に対応できる電気情報技術を有する人材の育成
- ・環境都市工学科 豊かで快適な自然環境や社会基盤を整備する技術を有する人材の育成
- ・建築学科 安全で快適な生活空間を創造する技術を有する人材の育成

・専攻科課程

豊かな人間性と国際性を持ち、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材を育成する。

（専攻の教育目的）

プロジェクトデザイン工学専攻 学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材の育成

2. 教育理念

本校の目的や立地条件、及び社会のニーズ等を踏まえ、準学士課程、専攻科課程共通で教育理念を掲げている。

○開発研究とものづくりの現場を結ぶ人材であれ

ーものづくり現場を理解し企画開発力を持った「中核技術者」の育成ー

本校は、東洋一の技術集積のあった「呉」にある高等専門学校として、15歳からの5年間又は7年間の一貫教育、実験・実習を重視した教育活動により、理論と技能を結びつける技術者を育成することを目指す。

○地域から世界へ、人類の幸福に貢献する人材であれ

ー豊かな人間性と確かな技術力を持ち、人類の福祉と平和、国際社会の持続的発展に貢献する人材の育成ー

本校は、かつての軍港「呉」にある高等専門学校として、人類の福祉と平和、国際社会の持続的発展へ貢献できる人材を育成することを重視し、変化を恐れない「柔軟性」と「創造性」、確かな「技術力」と「実行力」を持つ人材を育成することを目指す。

3. 教育目標

呉工業高等専門学校

本校の目的及び教育理念のもとに、準学士課程と専攻科課程でそれぞれ次の教育目標を定めている。

・準学士課程

- (HA) 豊かな教養と国際性の修得
- (HB) 工学に関連する基礎知識の修得
- (HC) 専門分野の課題に対応できる能力の修得
- (HD) 社会のニーズを捉え、創造的に課題に対応できる能力の修得

・専攻科課程

- (SA) 豊かな教養と倫理観により、国際的に行動できる能力の修得
- (SB) 工学に関連する応用能力の修得
- (SC) 専門分野の課題を解決できる能力の修得
- (SD) 社会のニーズを捉え、異分野と協働して課題を解決できる能力の修得

4. 3つのポリシー

【ディプロマ・ポリシー】

・準学士課程

※ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー中の(HA)～(HD)は、学習・教育目標とそれぞれ対応しています。

準学士課程卒業認定の基本方針

学習・教育目標に沿って設けた授業科目を履修し、以下の項目にあげる知識・能力を身に付け、167 単位以上（一般科目 75 単位以上、専門科目 82 単位以上）を修得した学生に準学士（工学）を授与する。

準学士課程で養成する人材像

- (HA) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている
 - ・人文・社会科学系科目を修得する
- (HB) 専門分野に活用できる工学に関する基礎知識を身に付けている
 - ・自然科学系科目を修得する
- (HC) 実務や研究に活用できる専門知識や専門技術を身に付けている
 - ・専門科目及び卒業研究を修得する
- (HD) 主体的な活動を通し、創造的に課題に対応できる能力を身に付けている
 - ・インキュベーションワークを修得する

準学士課程では、「本科の学習・教育目標 (HA) 豊かな教養と国際性の修得、(HB) 工学に関連する基礎知識の修得、(HC) 専門分野の課題に対応できる能力の修得、(HD) 社会のニーズを捉え、創造的に課題に対応できる能力の修得」の各目標に対応した科目の履修により、167 単位以上（一般科目 75 単位以上、専門科目 82 単位以上）を修得した学生に卒業を認定し、準学士（工学）と称することを認めます。ここで、一般科目は (HA) , (HB) , (HD) の科目、専門科目は (HC) の科目が対応します。

上記単位の修得により、学則に示す本科の教育目的「豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。」を実現します。

具体的な人材像として「(HA) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている、(HB) 専門分野に活用できる工学に関する基礎知識を身に付けている、(HC) 実務や研究に活用できる専門知識や専門技術を身に付けている、(HD) 主体的な活動を通し、創造的に課題に対応できる能力を身に付けている」を想定しています。

・専攻科課程

※ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー中の(SA)～(SD)は、学習・教育目標とそれぞれ対応しています。

専攻科課程の修了認定方針

学習・教育目標に沿って設けた授業科目を履修し、以下の項目にあげる知識・能力を身に付け、62 単位以上を修得するとともに、大学改革支援・学位授与機構の審査に合格し、学士（工学）を取得する。

専攻科課程で養成する人材像

(SA) 技術者として豊かな教養と倫理観、自らの考えを的確に伝えられるコミュニケーション力を身に付けている

・グローバル倫理、科学総合英語を含む教養科目を 11 単位修得する

(SB) 専門分野に活用できる工学に関する応用能力を身に付けている

・数学応用工学Ⅰ・Ⅱ、物理応用工学を含む専門基礎科目を 10 単位以上修得する

(SC) 実務や研究に活用できる専門分野に関する応用能力を身に付けている

・インターンシップを含む専門科目を 30 単位以上修得するとともに、研究成果を学協会で発表する

(SD) 修得した知識や技術を活用し、異分野と協働して課題を解決できる能力を身に付けている

・プロジェクトマネジメント、プロジェクトデザイン工学演習を含む科目を 11 単位修得する

専攻科課程では、「専攻科の学習・教育目標 (SA) 豊かな教養と倫理観により、国際的に行動できる能力の修得、(SB) 工学に関連する応用能力の修得、(SC) 専門分野の課題を解決できる能力の修得、(SD) 社会のニーズを捉え、異分野と協働して課題を解決できる能力の修得」の各目標に対応した科目の履修により、62 単位以上を修得するとともに、大学改革支援・学位授与機構の審査に合格した学生に専攻科修了を認めます。

上記単位の修得により、学則に示す専攻科の教育目的「豊かな人間性と国際性を持ち、学修してきた専門分野を深めながら、複合的な素養を身に付け、多様性を涵養し、プロジェクトをデザインできる人材を育成する。」を実現します。

具体的な養成する人材像として「(SA) 技術者として豊かな教養と倫理観、自らの考えを的確に伝えられるコミュニケーション力を身に付けている、(SB) 専門分野に活用できる工学に関する応用能力を身に付けている、(SC) 実務や研究に活用できる専門分野に関する応用能力を身に付けている、(SD) 修得した知識や技術を活用し、異分野と協働して課題を解決できる能力を身に付けている」を想定しています。

【カリキュラム・ポリシー】

・準学士課程

低学年は一般科目を中心とし、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加し、高学年は専門科目中心となる楔形のカリキュラムとする。また、初年次から、全学科に共通する専門的な科目を設ける。なお、評価はシラバスに示す評価割合に従って行い、60 点以上を合格とする。

(HA) 豊かな教養と国際性を修得するために、人文・社会科学系科目を設ける

(HB) 工学に関連する基礎知識を修得するために、自然科学系科目を設ける

(HC) 専門分野の課題に対応できる能力を修得するために、専門科目を設ける

(HD) 社会のニーズを捉え、創造的に課題に対応できる能力を修得するために、総合的な科目を設ける

本科の教育目的「豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。」を実現するため、低学年は一般科目を中心とし、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加し、高学年は専門科目中心となる楔形のカリキュラムとする。また、初年次から、全学科に共通する専門的な科目を設ける。

各学科の教育目的を実現するため、専門科目ではそれぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視する。

呉工業高等専門学校

国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラムに準拠し、専攻科との接続を考慮した体系的なカリキュラムを構成する。

各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法を Web シラバスにより公開し、学修の成果は学則に定める成績評価基準により評価する。

各学科と高専 MCC（モデルコアカリキュラム）、学位授与機構専攻の区分との関係

学科名	学科の教育目的	高専 MCC	学位授与機構専攻の区分
機械工学科	ものづくりを通して社会の発展に貢献できる機械技術を有する人材の育成	機械系分野	機械工学
電気情報工学科	絶え間なく進化する科学技術に対応できる電気情報技術を有する人材の育成	電気・電子系分野	電気電子工学
環境都市工学科	豊かで快適な自然環境や社会基盤を整備する技術を有する人材の育成	建設系分野	土木工学
建築学科	安全で快適な生活空間を創造する技術を有する人材の育成	建築系分野	建築学

・専攻科課程

本科で修得した主専攻となる専門分野の知識や技術を深めるとともに、他の専門分野の知識や技術を取り入れながら、異分野と協働してプロジェクトをデザインするための能力を身に付けることができるカリキュラムとする。なお、評価はシラバスに示す評価割合に従って行い、60 点以上を合格とする。

(SA) 豊かな教養と倫理観により、国際的に行動できる能力を修得するために、人文・社会科学系の教養科目を設ける

(SB) 工学に関連する応用能力を修得するために、専門基礎科目を設ける

(SC) 専門分野の課題を解決できる能力を修得するために、専門科目を設ける

(SD) 社会のニーズを捉え、異分野と協働して課題を解決できる能力を修得するために、総合的なプロジェクトのデザインを実践する科目を設ける

専攻科の教育目的は、「本科の教育目的「豊かな教養と国際性を持ち、それぞれの専門分野において実験・実習・演習を重視した教育により工学に関する知識や技術を身に付け、各分野の課題に対応できる人材を育成する。」を実現するため、本科で修得した主専攻となる専門分野の知識や技術を深めるとともに、他の専門分野の知識や技術を取り入れながら、異分野と協働してプロジェクトをデザインするための能力を身に付けることができるカリキュラムとする。

各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法を Web シラバスにより公開し、学修の成果は学則に定める成績評価基準により評価する。

各学科と高専 MCC（モデルコアカリキュラム）、学位授与機構専攻の区分との関係

専攻名	系	基礎となる学科	高専 MCC	学位授与機構専攻の区分
プロジェクトデザイン	機械系	機械工学科	機械系分野	機械工学

デザイン工学専攻	電気情報系	電気情報工学科	電気・電子系分野	電気電子工学
	環境都市系	環境都市工学科	建設系分野	土木工学
	建築系	建築学科	建築系分野	建築学

【アドミッション・ポリシー】

・準学士課程（1年次入学、3年次編入学、4年次編入学で共通）

求める学生像 呉高専は、次のような人を待っています。

(H1) 確かな基礎学力を持ち、ものづくりに興味のある人

(H2) 主体的かつ積極的に行動できる人

(H3) コミュニケーション力のある人

求める学生像の3項目、(H1)、(H2)、(H3)は、それぞれ学力の3要素（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度に対応しています。

入学者受け入れの基本方針

・第1学年入学

中学校を卒業した者を対象に、推薦選抜（一般推薦）、推薦選抜（特別推薦）、学力選抜、帰国子女特別選抜の4つの方法により、入学者を選抜します。

（1）推薦選抜（一般推薦） 入学意欲と適性、積極性、コミュニケーション能力などについて、総合的に評価します。配点は、調査書 270 点、面接 135 点の合計 405 点満点とします。

（2）推薦選抜（特別推薦） 選抜は、面接によって行います。学業、活動実績と活動内容を確認し、入学意欲、志望学科への適性などについて、総合的に評価します。

（3）学力選抜 学力検査と調査書の総合判定によって行います。配点は、学力検査 500 点（100 点×5 教科）、調査書 405 点、合計 905 点満点とします。

（4）帰国子女特別選抜 選抜は、学力検査と面接の総合判定によって行います。配点は、学力検査 400 点（100 点×4 教科）、面接 100 点の合計 500 点満点とします。

・第3学年編入学（外国人対象）

外国の高等学校を卒業した外国人を対象として、第3学年編入学者の選抜を行います。編入学者の選抜は、出願書類、日本留学試験の成績、TOEFL、TOEIC L&R または IELTS の成績および面接の評価を総合して行います。

・第4学年編入学

高等学校を卒業した者を対象として、第4学年編入学者の選抜を行います。選抜は、調査書（150 点）、試験（150 点）及び面接の総合判定によって行います。

入学者選抜における評価項目

アドミッション・ポリシー	(H1) 確かな基礎学力を持ち、ものづくりに興味のある人	(H2) 主体的かつ積極的に行動できる人	(H3) コミュニケーション力のある人
学力の3要素	(1) 知識・技能	(2) 思考力・判断力・表現力等の能力	(3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
推薦選抜（一般推薦）	調査書	面接	面接

呉工業高等専門学校

薦)

推薦選抜（特別推薦）
調査書（中学校3年間9教科の学業成績の総計が5段階評価で114以上）
面接、推薦書（課外活動等における優れた成績を収めた者）

学力選抜
学力検査（5科目）
調査書

帰国子女特別選抜
学力検査（4科目）
面接

第3学年編入学（外国人対象）
日本留学試験、英語外部試験
面接

第4学年編入学
試験（筆記又は口述試験）
面接

・専攻科課程

求める学生像 呉高専専攻科は、次のような人を待っています。

(S1) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている人

(S2) 専門分野に関する知識と技術を持ち、ものづくりの技術を身に付けている人

(S3) 課題を解決するために、主体的かつ積極的に行動できる人

求める人材像の3項目のうち、(S1)と(S2)は学力の3要素(1)に、(S3)は学力の3要素(2)と(3)に対応しています。

入学者受け入れの基本方針

高等専門学校を卒業した者と対象に、推薦による選抜、学力による選抜及び社会人特別選抜の3つの方法により、入学者を選抜します。

(1) 推薦による選抜 入学者の選抜は、在学又は出身の高等専門学校長から提出された推薦書、調査書(200点満点)及び面接(専門科目に関する口頭試問を含む。200点満点)の結果を総合して行います。

(2) 学力による選抜 入学者の選抜は、学力検査(400点満点)、調査書(200点満点)及び面接の結果を総合して行います。

(3) 社会人特別選抜 入学者の選抜は、企業等から提出された推薦書、調査書及び面接(専門科目に関する口頭試問を含む。)の結果を総合して行います。

入学者選抜における評価項目

アドミッション・ポリシー	(S1) 技術者として必要な教養とコミュニケーション力を身に付けている人	(S2) 専門分野に関する知識と技術を持ち、ものづくりの技術を身に付けている人	(S3) 課題を解決するために、主体的かつ積極的に行動できる人
学力の3要素	(3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	(1) 知識・技能	(2) 思考力・判断力・表現力等の能力
推薦による選抜	面接	調査書、面接	面接
学力による選抜	面接	学力検査	面接

社会人特別選拔

面接

調査書

面接

